

規制シート(様式)

(別紙1)

120194902052001

平成28年2月15日

| | | | |
|----------------------------|---|--------------------------------|--------------------------------|
| 規制の名称 | グループ企業間の法律事務の取扱いに係る規制 | 所管府省 | 法務省 |
| 根拠法令等 | 弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条 | 担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名 | 大臣官房司法法制部司法法制課 課長 西山 卓爾 |
| 規制目的 | 「(弁護士)資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とするような例もないでなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられた」(最高裁判所大法廷昭和46年7月14日判決) | | |
| 規制内容の概要 | グループ企業間の法律事務の取扱いが、「弁護士又は弁護士法人でない者」が「報酬を得る目的」で、他人の「訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して」「鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う」ことを「業とする」ことに該当する場合には、刑罰法規である弁護士法第72条本文の構成要件に該当することになる。 他方、同条ただし書において、「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」としており、他の法律において、法律事務を取り扱うことを業務として認めている場合には同条本文の規制が及ばない。 | 関連する予 算 | — |
| 規制の最近の改 廃経緯 | — | 関連する政 策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革 又は新設する理 由 | 4月を目途に弁護士法第72条の解釈について何らかの見解を示すことを含め、検討中 | 規制の維 持、改革又 は新設の別 | 検討中 |
| (規制を改革する 場合の改革の方 向性) | 弁護士法第72条の解釈について何らかの見解を示すことを含め、検討中。 なお、法改正によることについては、弁護士法第72条の趣旨も踏まえれば、相当ではない。 | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | — | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

| | |
|--|----------|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>—</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>—</p> |